

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

開 会 年 月 日	平成29年 8 月 2 日
開 会 時 刻	午前 9 時58分
閉 会 時 刻	午前11時40分
出 席 委 員 名	◎鈴木 豊司 ○福井 輝夫 楠木 宏彦 世古 明
	辻 孝記 藤原 清史 小山 敏 佐之井久紀
	浜口 和久（議長）
欠 席 委 員 名	中村 豊治
署 名 者	—
担 当 書 記	森田 晃司
協 議 案 件	1 議員政治倫理条例（案）及び議員政治倫理条例施行規則（案）について
	2 決算審査について
	3 議会基本条例（案）パブリックコメントの意見内容について
	4 次回の会議について
説 明 者	野中議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木会長開会を宣言。その後、直ちに会議に入り、「議員政治倫理条例（案）及び議員政治倫理条例施行規則（案）について」を議題とし、「議員政治倫理条例（案）について」、前回説明の問題点であった項目が協議された。次に「議員政治倫理条例施行規則（案）について」、専門家によるチェック及び事務局修正がされたことが確認された。

続いて、「決算審査について」を議題とし、協議を行った結果、9月議会は前回と同様に分科会方式で審査が行われること、また、3月議会以降については、10月の選挙後に改めて協議されることが確認された。

続いて、「議会基本条例（案）パブリックコメントの意見内容について」を議題とし、協議の結果、7月31日現在、2名の方から28件の意見があったことが報告され、次回回答案について協議されることが確認された。

その後、次回の会議について決定し、分科会を閉会した。

協議の内容

1 議員政治倫理条例（案）及び議員政治倫理条例施行規則（案）について

前回からの問題点である「政治倫理審査会のあり方」、「条例第3条(4)『市から補助金等を受けている団体』、『代表する役員』及び同条(5)『市税等』は何を指すのか」について、協議を行った結果、以下のとおり確認された。

- ・「政治倫理審査会のあり方」については、鈴木会長から資料1-1（1、2ページ）のとおり説明された。委員からは、「議員だけでは判断できないような案件もあるかもしれないから、専門家が必要である」、「議会のことなので、当局に依頼するのもどうか」、「議員のみで構成したらどうか」、「議会のことは議会というのによくわかるが、第三者に依頼してオープンにする必要がある」、「議員のみの構成を想定して、多くの議員が審査会の対象となった場合、審査会は機能するのか」、「3（専門的知見の活用）の前例がないなら、伊勢市が最初になったらいいのでは」との意見があり、協議を行った結果、審査会については議員のみ（9名）で構成することとし、議長が必要に応じて審査会外で地方自治法第100条の2の専門的知見の活用をして、学識経験者等の意見求めることができるという条文を追加することが確認された。また、審査会を当局に置くということを将来的な課題として、今後議論していくことも併せて確認された。
- ・「第3条(4)『市から補助金等を受けている団体』及び『代表する役員』は何を指すのか」については、鈴木会長から詳細を施行規則（案）に規定していく場合の修正案として資料1-1（3ページ）の説明がされた。委員からは、「規定すべき団体として自治会とまちづくり協議会だけでなく、社会福祉法人等も入れ

るべき」、「市からの補助金を受けている団体は、民間企業も含めて73団体ある。自治会、まちづくり協議会に限定するのはどうか」、「細かく規定するのは難しい。規則に規定しないほうがいいのでは」「規定するのが2つだけというのは問題がある。もう少し足していくべき」、「各派代表者会議で決まっている申し合わせ事項はリセットすることになるが、他市の条文を参考に条例の規定を詳細にすべき」との意見があり、協議を行った結果、団体名や役員の詳細を規則には規定しないことが確認された。

- ・「第3条(5)『市税等』は何を指すのか」については、第3条(4)と同様に鈴木会長から施行規則(案)に規定していく場合の修正案として資料1-1(3ページ)の説明がされた。委員からは、「修正案どおりでよい」「規定するのであれば、税のみでいいのでは」、「団体と同様に規則に規定しなくていいのでは」、「現在の条文の『誠実に行うこと』では運用が難しい。完納証明を出すなどを規定してはどうか」との意見があり、協議を行った結果、修正案のとおり規則に追加することが確認された。
- ・議員政治倫理条例(案)及び議員政治倫理条例施行規則(案)については、今回の変更を踏まえて、次回の会議で確定されることが確認された。

2 決算審査について

平成29年9月議会における決算の審査方法については、鈴木会長から、「決算審査及び予算審査を1回ずつ分科会方式で審査を行い、これまでに様々な意見があったが、これを1年で打ち切るのはどうか」という思いがあり、再度分科会方式で審査を行うことを提案したところ、委員から「以前の方式のほうがいいと思っているが、急に変えるのは難しい。今回の決算審査は分科会方式で行い、次回以降は改めて議論しては」、「分科会審査は失敗だと思っているので、今回はこのままで良いが、次回以降は見直す必要がある」との意見があり、協議を行った結果、平成29年9月議会における決算審査は、前回と同様に分科会方式で審査されることが確認された。また、3月議会以降については、10月の選挙後に改めて協議されることが確認された。

3 議会基本条例(案)パブリックコメントの意見内容について

事務局から、7月31日現在で2名の方から計28件の意見があったこと、資料3には提出のあった意見が記載されているとの説明を行った。次回の会議で、事務局から回答案を提案し、協議されること確認された。

4 次回の会議について

【開催日時】 8月10日（木）10時00分から

【協議内容】 議会基本条例（案）パブリックコメントの意見内容について、
議員政治倫理条例（案）及び議員政治倫理条例施行規則（案）について

上記署名する。

平成 29 年 8 月 2 日

会 長